審　査　基　準

平成 28 年 7 月 5 日作成

法　　令　　名：火薬類取締法
根　拠　条　項：第１７条第８項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第１７条第８項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第５０条の２（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第７条第１項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第１３条（申請及び届出の手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先： 申請書は、許可証の交付を受けた警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：